

◇番号：202503

◇研究機関名	琉球大学	◇不正の種別	カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流
◇不正が行われた年度	平成 29 年～令和 6 年	◇最終報告書提出日	令和 8 年 2 月 28 日
◇不正に支出された研究費の額	12, 657, 350 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

寄附金の受入れに関する疑義を発端として設置された教員懲戒委員会が、令和 6 年 10 月 17 日付けで懲戒事由該当の有無及び公的研究費の不正使用の有無について書面照会を行った。これに対して、令和 6 年 10 月 29 日付けで元教授から代理人弁護士を通じ、寄附金 3 件の不正使用及び私的流用をしていた旨の書面回答があった。

【調査に至った経緯等】

元教授の書面回答を踏まえ、国立大学法人琉球大学における公的研究費の不正に係る調査の手続等に関する取扱規程（以下「規程」という。）第 4 条に基づく予備調査は行わず、令和 6 年 11 月 7 日付けで規程第 5 条に基づき、調査委員会（以下「本調査委員会」という。）の設置を決定した。

本調査委員会の調査において、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）についても、不正使用の疑いが濃厚となったことから、令和 7 年 3 月 12 日付で規程第 4 条に基づき、科研費の不正使用に係る予備調査委員会を設置し、予備調査を実施した。その結果を受け、同年 3 月 26 日付で規程第 5 条に基づき、科研費の不正使用に関する調査の実施及び調査委員会（以下「科研調査委員会」という。）の設置を決定した。科研費については、調査対象件数が少数であることから、調査対象件数及び支出先関係者が相当数に上る本調査委員会の調査とは切り離し、科研費に限定して調査を実施することとしたものである。

◇調査

【調査体制】

規程第 6 条に基づき、本調査委員会【内部委員 7 名、外部委員 1 名】及び科研調査委員会（委員は本調査委員会と同じ）を構成し、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

本調査委員会：令和 6 年 11 月 7 日～令和 8 年 1 月 9 日

科研調査委員会：令和 7 年 3 月 27 日～令和 7 年 8 月 13 日

・調査対象

本調査委員会：元 国際地域創造学部教授

科研調査委員会：上記と同じ

・調査方法

本調査委員会及び科研調査委員会においては、次の①～④により調査を行った。

①会計書類の精査

②上記①において、疑義が生じた支出先関係者からの聞き取り調査

③上記②の支出先関係者から提出された資料の精査

④調査対象者への書面照会

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

本調査委員会：カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流

科研調査委員会：カラ謝金、資金の還流

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

元教授の健康上の理由により、元教授に対する聴き取り調査が実施できなかったため、具体的な動機や経緯の詳細については、明らかとなっていない。元教授は代理人弁護士を通じて、令和3年頃に生じた個人的な事情によって経済的に困窮したことが動機である旨述べているが、元教授による不正行為は平成29年度から行われていることから、これは、一つの要因に過ぎないと考えられる。

・手法

カラ謝金については、研究者ではない学外関係者から専門指導・助言を受けることがないにも関わらず、実体のない架空の支出何や実施済報告書を作成・提出することにより大学から協力者に対して謝金を支出させていた。

カラ業務委託については、協力者が代表を務める会社に架空の業務委託を請け負わせ、実体のない架空の業務完了報告書及び請求書を大学に提出させ、当該業務委託に係る額を大学から協力者へ支払わせていた。

資金還流については、カラ謝金、カラ業務委託で一部の協力者に対して支払われた金銭の全額もしくはその大部分を現金や銀行振り込みにより、元教授へ返金させていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	880,000 円	令和3～5年度	1人
寄 附 金	4,300,000 円	令和2～3年度、令和5～6年度	1人
受 託 研 究 費	7,002,350 円	平成29～30年度、令和元年度	1人
大学運営費(自主財源)	475,000 円	令和4年度	1人
計	12,657,350 円		1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

元教授は、代理人弁護士を通じて大学へ提出した文書において、生活費等の不足を理由として、大学から協力者へ支払われた金銭を自己に返金させていたことを認めており、これらの状況及び返金の態様・金額等を勘案すると、調査対象者による私的流用があったものと認定した。

なお、元教授の健康上の理由により、元教授に対する聴き取り調査が実施できなかったため、私的流用の具体的な金額や使途等、詳細については不明である。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

調査委員会として保存している会計書類の精査、協力者への聴き取り調査及び協力者から提出された資料の精査等を行った。その結果、元教授は、カラ謝金及びカラ業務委託により大学から複数の協力者に金銭を支出させた後、一部の協力者には、協力者が受領した金銭の全部または大部分を調査対象者に返金させていたことが認められたことから、公的研究費の不正使用があったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

元教授は、大学において義務付けられている倫理教育等を受講し、コンプライアンスに関する誓約書も提出していた。それにも関わらず、カラ謝金、カラ業務委託、資金の還流、さらには私的流用も行っていたことから、元教授は、研究者としての基本的な倫理観や教育研究費の不正使用に対する認識が著しく欠如していた。事務担当者も形式的に書類が整っていることをもって支出を行っていたこともあり、これらのことから不正行為の発生を防止できなかったものとする。

【再発防止策】

研究費不正の発生は、大学及び学術研究への国民の信頼を根底から揺るがしかねないことから、研究費不正の根絶に向け、次の取り組みを行う。

- ①文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の遵守はもとより、コンプライアンス教育及び研究費の使用に関するルールや手続きの周知徹底をはかる。
- ②不正発生のリスク要因を意識した管理・監査体制のさらなる強化をはかる。
- ③本件の重大性を踏まえ、強い危機感を全構成員が共有し、再発防止に向けた学長メッセージを発出する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元教授は、琉球大学をすでに退職しているため、琉球大学の関係規定に基づく処分は行えない。不正と認定された経費等は、元教授に返還を求める予定。

・本件の公表状況

令和8年3月3日 琉球大学公式ホームページで公表（氏名公表あり）
「公的研究費等の不正使用に関する調査結果について」